

告 示

埼玉県監査委員告示第四号

地方自治法第二百四十二条第五項（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和七年六月十日

埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	小笠原 薫 子
埼玉県監査委員	鈴木 正 人
埼玉県監査委員	齊 藤 邦 明

埼玉県職員措置請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人

(省略)

2 請求書の受付

令和7年4月4日

3 請求の内容

(1) 請求の趣旨

請求内容に含まれる個人又は任意団体に関する明確な根拠がない記載については省略した。

ア 埼玉県営甲住宅（以下「本件住宅」という。）A号棟南側の中木生垣が5年ほど前から多数枯死しているが、住人が埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という。）や県にその事実を伝えているにも関わらず、何ら必要な措置を取っていない。

イ 本来なら、枯死に対する保険が適用され新たな丈夫な中木生垣を植栽させるべきであるのに、その保険適用さえ怠っている。

「植樹保険」、その他の各種損保の特約、「枯れ補償」さえ適用しておらず、適用が否決された可能性が考えられるので、調査のうえ、これを回答することを求める。

ウ 樹木枯死のため、1階住人は外部の人間から部屋を覗き見ることができ、外部からのゴミの侵入を防ぐことができず、防犯上、衛生上、問題が発生していることが放置されたままである。県営住宅の一部住人だけこのような扱いを受けることは、不公平で看過できない。

エ 本来なら公社が埼玉県都市整備部住宅課（以下「住宅課」という。）にその被害状況を報告する義務があるにも関わらず、そのことを行わなかったため、住宅課はその対応ができなかった。

県は、現在の職務執行の在り方、責任の所在を通じ、住民のための改善改革をはかり、「一住民の意見」であっても公益に資するなら現場の切実な意見として、県と公社が受け入れ取り入れる体制を構築すべきである。

オ 問題の根幹は、公社が、被害があっても県に報告しないその職務怠慢により、県がその事実を把握できず、県の所有している資産価値ならびに信用を毀損しているその態勢が諸悪の根源であると考ええる。

カ 令和6年9月15日、本件住宅A号棟西側南側の県の資産である中木生垣に、機械で滅茶苦茶な大量器物損壊行為が行われた。後片付けは全くせず、翌日に、応急措置で広範囲に散らばった「粗大ゴミ」を一か所に集める作業をしたのは住民4名である。その後の紐括り作業やゴミ置き移動作業のほとんどは請求人一人だけが行った。

キ 令和7年2月中旬に同棟南側の荒れ放題であった低木生垣の刈込作業がこの建物が設置されて以来、初めて実施された。結果として、5年間も放置され荒れ放題の広範囲にわたる低木生垣の表層・表土は、今まで一度も手入れされていない状況と判断されるも

のであり、厚みのある腐敗物で覆われ、プラスチックゴミが大量にその中から発見されている。この片付け作業は全て請求人一人だけでやらざるを得ない状況であった。

県は県の資産である敷地の「草刈り」を住民に課す以上、「草刈り」は労働契約が適用されないため労働法の適用を受けない「作業」であり責任の所在が全く不明であり(傷害保険さえ適用されなかった)、人権侵害の適用さえ受けないこの「法的グレーゾーン」の作業を行っていることに、何らかの対処をすべきである。

(2) 請求する措置の内容 (以下「請求措置内容」という。)

ア 本件住宅 A 号棟南側の枯死した中木生垣 (以下「当該中木生垣」という。) の植栽を請求する。

イ 本件住宅 A 号棟南側の県の資産である低木生垣内部の除草作業の作業スペースを最低でも 10 か所以上、設置することを請求する。それができなければ、低木生垣の全撤去をするとともに防草シートの設置を請求する。

ウ 公社担当職員と本件住宅自治会の関係性の実態を調査し、不正事案を発見することを請求する。

エ 5 年前に当該中木生垣の枯死を公社は把握しており、公社より被害報告を受けていない県はどこまでその内容を把握していたか不明だが、この件は立派な「器物損壊事案」であり、県は県警に被害届を提出することを請求する。

刑事案件にできないならば、民事案件にて関係者に対し損害賠償をさせることを請求する。

オ 令和 6 年 9 月 15 日に本件住宅 A 号棟西側南側の中木生垣を自治会の大量破壊活動により、膨大な量の粗大ゴミを発生させる事案を生じさせた。この器物損壊、証拠隠滅他、その他、刑法にあてはめられる根拠があるならば、県として被害届を出すことを請求する。

カ 本件住宅においては一住民の意見であろうとも、公益に資するならばその要望を聞き入れ実現できる態勢を構築することを請求する。また、県はその職権が適用可能ならば、会計や業務上疑義がある自治会には特別監査を直ちに実施することを請求する。

キ 本件住宅の枯死した当該中木生垣に対して保険の請求をすること。保険適用できないならば保険適用できなかった理由についての調査を実施すること。

ク 公社は自治会を管理組合と位置付けていることを根拠に区分所有法の準用の適用の有無を回答することを請求する。

ケ 県は自治会という組織との関係性を改め直す時期に来ていることを認識すべきであり、自治会の資格審理や基準となるガイドラインを作成し、本当に住民の意見を反映した自治会であるかの可否を毎年審査し、不適当ならば、「自治会」として公認しないことを請求するとともに、自治会機能が住民のために回復されるまでは、住宅課や公社が主導となりその自治会本来の理念に基づいた組織体制の再建構築するまで「公社による直接管理」を請求する。

また、一般的な「自治会」単体の機能だけ行使する「自治会＝町内会」と入居者全員が議決権を持つ「管理組合」の分離を検討すべきことを請求する。そして、住民代表としては「管理組合」の意見を優先して聞き入れるようにするのが理想だろうと考える。

コ 県や公社は、月 1 回の住人に草刈り (雑草処理)・ゴミ除去清掃作業やなし崩し的に樹

木管理まで負担させているが、一部の住人に超過重負担が発生している。

これに対する対処策として、県の施設である住宅の敷地管理の徹底を県として効果ある具体策を提示し、現状の作業にとどまらず高層階ほど有利に働く共益費も含め「不公平・格差拡大」を修正すべきことを喫緊の課題として自治会への強力な指導を請求する。

サ 自治会加入しなければ県営住宅に入居できない申込みの仕組みが依然として残存している。自治会加入の本人の自由意思の有無を尊重するよう是正を求める。

法曹資格者の意見を取り入れる必要性を感じており、個別外部監査人による監査を請求する。

シ 本来なら、枯死に対する保険が適用され新たな丈夫な中木生垣を植栽させるべきであるのに、その保険適用さえ怠ったのである。「植樹保険」や「枯れ補償」などを適用できない行為が行われたため、適用否決された可能性が考えられるので調査のうえ、これを回答することを請求する。

第2 請求の要件審査

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に定める要件を備えているものと認めた。

第3 個別外部監査契約に基づく監査請求に対する判断

請求人は、公社や自治会の運営や体制等について監査するため、弁護士による外部監査を求めているが、これらは住民監査請求の対象に該当せず、個別外部監査契約に基づく監査を行う理由がないため、個別外部監査には付さないこととした。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求人が措置を求めている事項のうち、県の財務会計上の行為又は怠る事実のみを監査の対象とした。

すなわち、本件住宅A号棟南側において数年前から当該中木生垣が枯死していることに対して、その損害賠償請求がなされていないこと、また、当該中木生垣の枯死に対する保険の請求がなされていないことが、違法又は不当な県の財務会計上の怠る行為に当たるか否かについてを監査対象とした。

したがって、これ以外の請求については、県の財務会計上の行為又は怠る事実該当しないため、監査は実施しない。

2 監査対象機関

都市整備部住宅課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和7年5月16日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、陳述があった。

また、同日、執行機関（住宅課）の陳述の聴取も行った。

それぞれの陳述の要旨は、次のとおりであった。

(1) 請求人の陳述の要旨

請求人の陳述では、本件監査対象とした県職員による財務会計行為以外の事象についても述べられていたが、採用された監査対象に関するもの以外については基本的に記載を省略する。また、特定の商品名、個人の特定につながる箇所などは省略又は表現を改めた。

ア 当該中木生垣に関する問題

当該中木生垣が枯れたことは、すでに5年ほど前から確認されており、住民からその事実を公社に報告している。しかし、公社はこのことを被害報告として県に上げなかったか、住民の発言を最初から馬鹿にし、問題としなかったか、いずれにせよ、公社の職務怠慢は明らかである。また、中木生垣の枯れ方は尋常ではなく、裏側に生えている低木生垣までその枯れた影響が及んでいる。これは病虫害による枯れ方ではないと推量できる。

請求人は除草剤を完全否定するものではない。適正用量、適正用法を守れば使用可能場所には積極的に使う必要性すら感じている。しかし、今回写真で示したとおり、人間の背丈より大きくなる中木生垣が広範囲にわたって枯れ、その裏側に植えられていた低木生垣まで枯れていた。複数の証言者により、自治会関係者が薬剤を撒いたのを目撃したという話を請求人は聞いている。また、除草剤は、その作用機序により様々なタイプがあり、グリホサートを主体とした葉っぱや茎から吸収されて枯らすタイプではなく、土壌から浸透し、植物の根から吸収されるタイプの薬剤を大量に撒いたものと推定できる。

この枯れ方は物理的要因でも病虫害によるものでもない。全く違う品種の系統の植物に同様の枯れ方が発生すること自体、極めて珍しい現象であるからである。ちなみに請求人は大学の農学部で植物病理学を専攻しており、当時、カビ、バクテリア、ウイルス、線虫などに感染し、病気が発生した植物について観察実験、文献調査を通じ、専門的に学んでいる。その知見においても、これは薬剤散布及び流出拡散によるものと推量できる。この原因特定を求め、これを指示したものに個人賠償させるべきと考える。

イ 令和6年9月15日の本件住宅A号棟西側南側の中木生垣の大量破壊行為について

これは刑事案件にできる可能性の高い事案と強く主張する。この大量破壊の悪質さは予告なしにいきなり素人集団によりチェーンソーのようなものを持ち、実行され、わざわざ中途半端でずたずたに引きちぎられ、木の形が変形するほどだった。粗大ごみと化し乱雑に作業され、切断された枝を、自治会があるにもかかわらず住民を動員せず、応急措置で粗大ごみと化した枝を1ヶ所に集めることをわずか4人で夕方にかけてやったが、そのあとの、枝の紐くくり作業、ゴミの移動作業、その後の膨大な枯葉の除去作業、枯葉と枯れ枝が複雑に絡み合った状態を取り除く作業はすべて請求人1人でやらざるを得ない状況に仕向けられた。

この破壊行為の悪質さは道路側や外部の人にはわからないように、すべて内側に粗大ごみと化した枝葉を折り曲げて捨てられていることである。しかも、通常刈り込み作業をして、その後始末を全くしないとは言語道断である。このむちゃくちゃな切り方は、その切断面の広さから微生物の侵入を許す可能性もあった。器物損壊罪で県当局が県警に

被害届を提出してほしい。そして、証拠保全をさせようとしなかった証拠隠滅で、県当局は県警に被害届を提出してほしい。これは今回最も強く主張したいことである。使用者責任を刑事案件として明確にすべきである。

(2) 執行機関（住宅課）の陳述の要旨

執行機関の陳述では、請求人陳述同様、監査対象のもの以外については記載を省略する。また、個人の特定につながる箇所などは表現を改めた。

ア 当該中木生垣の枯死について

枯死した時期について、グーグルマップのストリートビューで確認する限りは、令和3年3月から令和4年11月までの間に枯れたものと推測される。枯死した理由や当時住民からの問い合わせについては、公社の記録には残っていない。県営住宅における植栽は、団地全体の意向を反映するため、一住民の意見ではなく、自治会からの要望をもとに復旧または撤去等を行うこととしている。本案件については自治会からの要望はなかったが、令和6年7月に改めて公社から自治会に対し意向確認したところ、やはり要望はなかった。こうした中、令和7年2月に本件住宅A号棟新築後最初の定期剪定工事が行われる予定であったことから、その中でまずは枯れ木の伐採を行った。このように枯れ木を伐採したことから、自治会長に了解いただいた上で、令和7年度予算、管理代行費による修繕費において、この4月に植栽の復旧工事を行った。

イ 保険の適用について

県では新たに植栽工事を行った場合、工事保険として工事完了後1年間の枯れ補償の特約を設定している。この1年間の枯れ補償期間後は樹木に対し補償等を設定しないことが一般的である。本件生垣については、工事保険として枯れ補償の特約を設定しており、その期間は令和3年3月26日までを設定している。枯れ補償期間満了時に枯死していなかったことは、県が確認済みである。

当該中木生垣が枯死したのは、枯れ補償期間満了後であることから、枯れ補償による植え替えはできない。

なお、当該中木生垣の枯死に対して悪質な行為が行われたことは確認されていない。

ウ 令和6年9月の自治会雑草刈り・低木の剪定の際の中木生垣の一部剪定について

令和7年3月に自治会へヒアリングした結果、令和6年9月に自治会が雑草刈りや低木の剪定をした際に、中木生垣についても一部剪定を行ったとのことだが、樹木の破損に当たるような行為については確認できていない。

エ 器物損壊や損害賠償請求について

当該中木生垣の枯死については、故意によるものではなく、生育不良によるものと推測している。またウのとおり、自治会が器物損壊行為を起こしたという事実はない。

以上のことから、県警への被害届の提出や特定の個人に対する損害賠償請求を行う考えはない。

オ 保険及び補償適用の怠り並びに補償適用の否決について

イで述べたとおりである。

4 実地監査

住宅課から、県営住宅の管理に関する規定、監査請求のあった対象となる当該中木生垣

が枯死した経緯、当該県営住宅管理者の枯死に対する対応などの資料の提出を受けて、当該中木生垣の枯死に対する違法性・不当性の確認及び枯死に対する保険や補償の適用の必要性、その他細部に渡る疑問点などについての調査を行った。

第5 監査の結果

本件請求については、理由がないものと判断し棄却する。

以下、事実関係、監査対象事項に対する判断について述べる。

1 事実関係

監査対象事項について、関係する法律、規則、協定書、契約書との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 県営住宅の管理に関する規定について

県営住宅の施設の管理については、公営住宅法第47条（管理の特例）第1項において、公社が県に代わって管理を行うことができると規定されている。

具体的な管理項目は、入居者公募、家賃収納、入居者管理、明渡し請求、建物の維持管理などである。

埼玉県は、同法に基づいて、公社に県営住宅の管理を代行させている。さらに、埼玉県は公社と「県営住宅等の管理代行に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）を令和3年3月31日に締結し、この中で、県営住宅及びその共同施設に関する公社の管理代行業務等について定めている。

基本協定書によれば、この管理代行業務の中には、住宅及びその共同施設の保守や修繕が含まれている。

本住民監査請求で請求人が損害賠償を求めている当該中木生垣は、公営住宅法施行規則では、同規則第1条第2号の「共同施設」の「緑地」に当たり、基本協定書によれば、この管理は公社が行うことと定められている。

(2) 県営住宅の施設の修繕に関する規定について

基本協定書第4条（3）において、「施設、設備及び物品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うこと」と定められている。

一方、公営住宅法第21条では、「県営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅延なく修繕しなければならない」と定められている。

本条の「その他の国土交通省令で定める附帯施設」については、同法施行規則第10条において、「事業主体が管理する給水施設、排水施設、電気施設、ガス施設、消火施設、共同塵かき処理施設及び道」と定められている。

したがって、本件請求の当該中木生垣については、公営住宅法で規定する遅延なく修繕しなければならない施設には該当しない。

このため、自治会からの要望があれば、復旧又は撤去等を行うことを基本としている。

また、中高木の管理や剪定については、原則2年に1回、公社の費用負担により実施することになっている。

(3) 当該中木生垣の枯死について

当該中木生垣は、令和2年3月の建物新築時に良好な居住環境の維持増進などを目的として植栽され、その植栽工事完了後1年間の枯れ補償の特約が設定されていた。

枯れ補償期間満了時に県が確認した際には植栽は枯れておらず、この枯れ補償期間中には枯死していなかったことが確認されている。その後、グーグルマップのストリートビューで確認する限りは、令和3年3月から令和4年11月までの間に枯れたものと推測され、令和6年2月には本件住宅の入居者から「除草剤で枯れている。植え替えてほしい。」といった趣旨の連絡があった。

令和6年7月に同入居者から再び同じ趣旨の連絡があったため、公社が自治会役員とともに現地確認を行い、植栽の一部が枯れている事実を確認した。

枯死した理由については公社の記録には残っていないが、当時担当していた公社職員（現在は退職）から、「人為的に伐採等はしておらず、新築時に植えた生垣の一部が根付かずに枯れてしまったと記憶している」とのコメントを確認しており、住宅課としては生育不良により枯死したものと認識している。

（4）当該中木生垣枯死後の対応について

その後、公社から、植え替えを希望した入居者及び自治会役員に対して、公社として可能な対応として、①現状のまま放置、②自治会から伐採の要望書を受け伐採する と回答した。

しかし、自治会から伐採や植え替えの要望書が提出されなかったため、現状のままとなっていた。

なお、公社は、県営住宅の植栽の維持管理の一環として、専門業者に委託して、住宅内の植栽について2年ごとに樹木剪定業務を実施しており、令和7年2月に本件住宅A号棟新築後最初の定期剪定工事の中で、枯死していた当該中木生垣についても伐採した。

このように枯れ木を伐採したことから、自治会長の了解を得た上で、令和7年4月24日～25日には、公社が当該地に植栽の復旧工事を実施し、新たな生垣が植栽されている。

（5）当該中木生垣の枯死に対する保険適用について

枯死した中木生垣については、県が本件住宅A号棟の新築（令和2年3月供用開始）に合わせて、専門業者との建設工事請負契約により当該中木生垣を植栽した際、1年間の枯れ補償が設定されている。

なお、県営住宅の植栽工事において、中木生垣に枯れ補償を設定すること、また、その補償期間については1年間が一般的で、特に法律上の定めは無い。

2 監査対象事項に対する判断

（1）中木生垣の枯死と損害賠償について

請求人が植栽を求めている中木生垣については、本件住宅A号棟の新築に合わせて植栽され、その後1年間は「枯れ補償」の特約が設定されていた。

枯れ補償期間満了時に枯死していなかったことは県が確認済みである。枯死した理由については公社の記録には残っていないが、当時担当していた公社職員（現在は退職）から、「人為的に伐採等はしておらず、新築時に植えた生垣の一部が根付かずに枯れてしまったと記憶している」とのコメントを確認しており、住宅課としては生育不良により枯死したものと認識している。

また、中木生垣は公営住宅法第21条で規定する「遅延なく修繕しなければならない」施設には当たらず、当該中木生垣については本件住宅の自治会からの復旧又は撤去等の要望はなかった。

令和7年2月に実施した本件住宅A号棟新築後最初の定期剪定工事の中で、枯死した中木生垣を伐採したことから、自治会長の了解を得た上で、公社が、令和7年4月24日～25日に当該植栽の復旧工事を実施した。

これらの対応には違法性・不当性は無い。

したがって、県が当該中木生垣の枯死の損害賠償を誰かに求める理由は無い。

(2) 中木生垣の枯死に対する保険適用について

県営住宅の植栽工事において、中木生垣に枯れ補償を設定することや、その補償期間の設定については、特に法律上の定めは無く、県の裁量により決定されるものである。

また、補償期間は1年間が一般的である。

よって、枯れ補償に要する費用負担などを考慮した上で、県が補償の期間を植栽後1年間に限ったとしても、そのことに違法性・不当性は認められない。

また、枯れ補償終了後は保険請求に係る債権がないことから、請求を怠っている事実とは認められない。

資料

事実証明書

- 1 本件住宅の当該中木生垣が植栽されていないことを示す写真
- 2 保険請求を行っていないことを示す文書
- 3 本件住宅の自治会運営について記載した文書
- 4 本件住宅の低木の密集状況を示した写真
- 5 自治会が配布した資料の写し

以上